

## 別紙2

- ① この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者または同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。
- ② 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込受付期間に所定の参加申込手続きが必要です。
- ③ 一度行った入札は、変更または取り消しできません。ただし、せり売りの場合を除きます。
- ④ 見積価額以上の入札のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。ただし、2人以上が同額の入札価額を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。
- ⑤ 次順位買受申込制度の適用はありません。
- ⑥ 公売財産に係る市税及び国民健康保険税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- ⑦ 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引き渡しを行う財産の引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿により行います。
- ⑧ 宇陀市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- ⑨ 買受人は、売却決定後、速やかに登録等の手続きを行ってください。
- ⑩ その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- ⑪ 公売公告の内容は、宇陀市役所総務部税務課で閲覧することができます。
- ⑫ 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するK S I官公庁オークションシステム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- ⑬ 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、宇陀市は何ら補償しません。
- ⑭ 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するK S I官公庁オークションシステムのメンテナンス等の期間を除きます。

以 上